

林業に係る所得金額の計算書 記載の手引き

- 1 この計算書の用途等・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 「計算の基礎とする収入金額の計算書」記載方法・・・ 2 ページ
- 3 「林業に係る所得金額計算書」記載方法・・・・・・・・ 3 ページ

1 この計算書の用途等

この計算書は、秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する法人のうち、地方税法第72条の4第2項第1号に規定する「林業（＊1）」を営む法人が記載し、法人事業税の確定申告書及び修正申告書と併せて提出してください。

申告書提出前にチェックをお願いします。

◎申告書の添付書類

- (1) 区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分計算している場合に限る）
- (2) 計算の基礎とする収入金額の計算書（様式6の3の4）
- (3) 林業に係る所得金額計算書（様式6の3の5）
- (4) 所得の金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表4）の写し
- (5) 所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）
- (6) 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（地方税法施行規則第6号様式別表9、欠損金の繰越額がある場合に添付）
- (7) 貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む）
- (8) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

<参考>

＊1 地方税法第72条の4第2項第1号に規定する「林業」の範囲・・・

林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいうのであるが、養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。

したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とする者はいかなる意味においても林業に該当しないものであること。また、林業は、しいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業とはその範囲を異にするものであること。

【地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（以下「取扱通知」という。）第3章2の2】

2 「計算の基礎とする収入金額の計算書」（様式6の3の4）記載方法

欄	記載のしかた
「総収入金額」欄	当該事業年度において収入すべき一切の金額をいいます。 ただし、次に掲げるものは総収入金額に含みません。 (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額 (2) 土地の譲渡等に係る益金算入額 (3) 従業員の社宅、寮等の使用料収入及び食事代収入の金額 (4) 収入金額に計上した国税及び地方税の還付（充当）金額（還付加算金額を除く） (5) 償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額 (6) 購入たな卸資産に係る仕入戻しの額として収入に計上した金額 (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするものの金額 (8) 債務免除に係る益金算入額 なお、「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4）により加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、次の「非課税事業の収入金額」欄、「課税事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。 また、課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で、各事業ごとの区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「非課税事業の収入金額」欄、「課税事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。
「非課税事業の収入金額①」欄	日本標準産業分類の[大分類A－農業，林業]の[中分類02－林業]の[021－育林業]に該当する事業に係る収入金額を記載してください。 「非課税事業の収入金額①」欄には、次のようなものが含まれます。 (1) 養苗・撫育を伴う原木・立木の売上額 (2) 自社造林苗木の売上額 (3) 造林交付金・造林補助金の収入額
「課税事業の収入金額②」欄	「素材生産業」、「林業サービス業」及び「その他の林業」に該当する事業に係る収入金額を、それぞれの区分に応じ、「課税事業の収入金額②」欄又は「その他の収入金額③」欄に記載してください。 「課税事業の収入金額②」欄には、次のようなものが含まれます。 (1) 養苗・撫育を伴わない原木・立木の売上額 (2) 作業受託料、販売受託料 (3) 林産品（きのこ・果樹等）の売上額
「その他の収入金額③」欄	「その他の収入金額③」欄には、上記①及び②以外の事業に係る収入金額を記載してください。
「総計④」欄	上記①＋②＋③の金額を記載してください。

3 「林業に係る所得金額計算書」（様式6の3の5）記載方法

欄	記載のしかた
「総所得等⑤」欄	「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5、以下「第6号様式別表5」。） 「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地の譲渡等に係る所得金額⑥」欄	総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）の譲渡益及び有価証券の売却益又は評価益等がある場合は、次により算定した金額を記載してください。 土地の譲渡等に係る所得金額⑥ ＝ 譲渡収入 － （取得費及び譲渡費用＊） ＊取得費とは譲渡等時における帳簿価額をいい、譲渡費用とは仲介手数料をいいます。 なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により算定した場合は、当該金額を土地の譲渡等に係る所得金額とします。 法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）がある場合は、当該損金算入後（圧縮後）の金額をもって土地の譲渡等に係る所得金額とします。 この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。
「課税標準の基礎となる総所得額等⑦」欄	上記⑤－⑥の金額を記載してください。
「非課税分の収入金額⑧」欄	上記①の金額を記載してください。
「総収入金額⑨」欄	上記④の金額を記載してください。
「非課税分の所得金額等⑩」欄	上記⑦×（⑧／⑨）の金額を記載してください。 なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 また、⑩の金額は、第6号様式別表5の「林業に係る所得」欄に記載してください。
「当期分の所得金額等⑪」欄	上記⑤－⑩の金額を記載してください。 計算した⑪の金額は、第6号様式別表5の「所得金額差引計」欄に記載してください。
「繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額⑫」欄	繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます）。 繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。 また、繰越欠損金額等の控除限度額は、上記⑩の金額に法人税で適用となる割合を乗じて計算した金額となります。
「所得金額再差引計⑬」欄	上記⑪－⑫の金額を記載してください。 計算した⑬の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に記載してください。